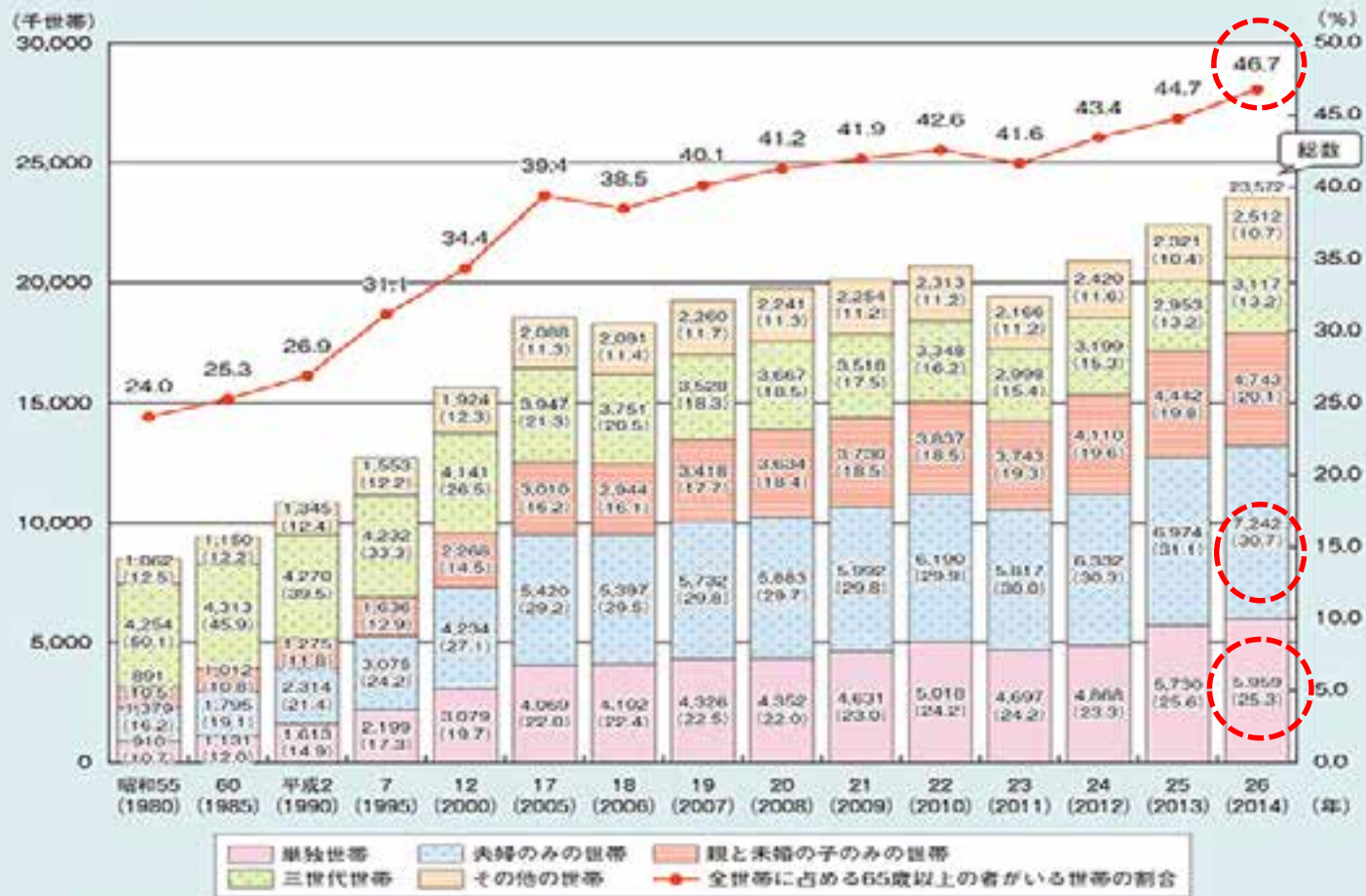


65歳以上のいる世帯は全世帯の約半分、そのうち「単独世帯」・「夫婦のみの世帯」が過半数
 「単独世帯」が占める割合は、昭和55(1980)年の10.7%から平成25(2013)年には25.3%に上昇

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による
 (注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたものである。
 (注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

介護を取り巻く現状

高齢者の要介護者数等は増加傾向にある

第1号保険者の要介護度別認定者数の推移



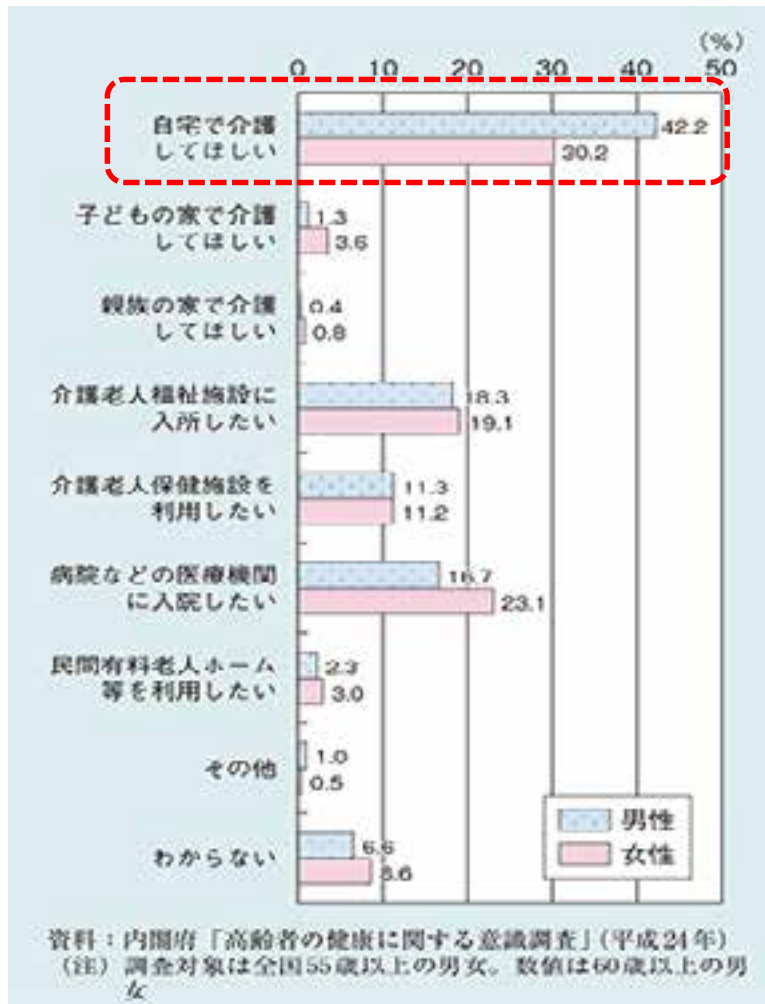
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(注1) 平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。

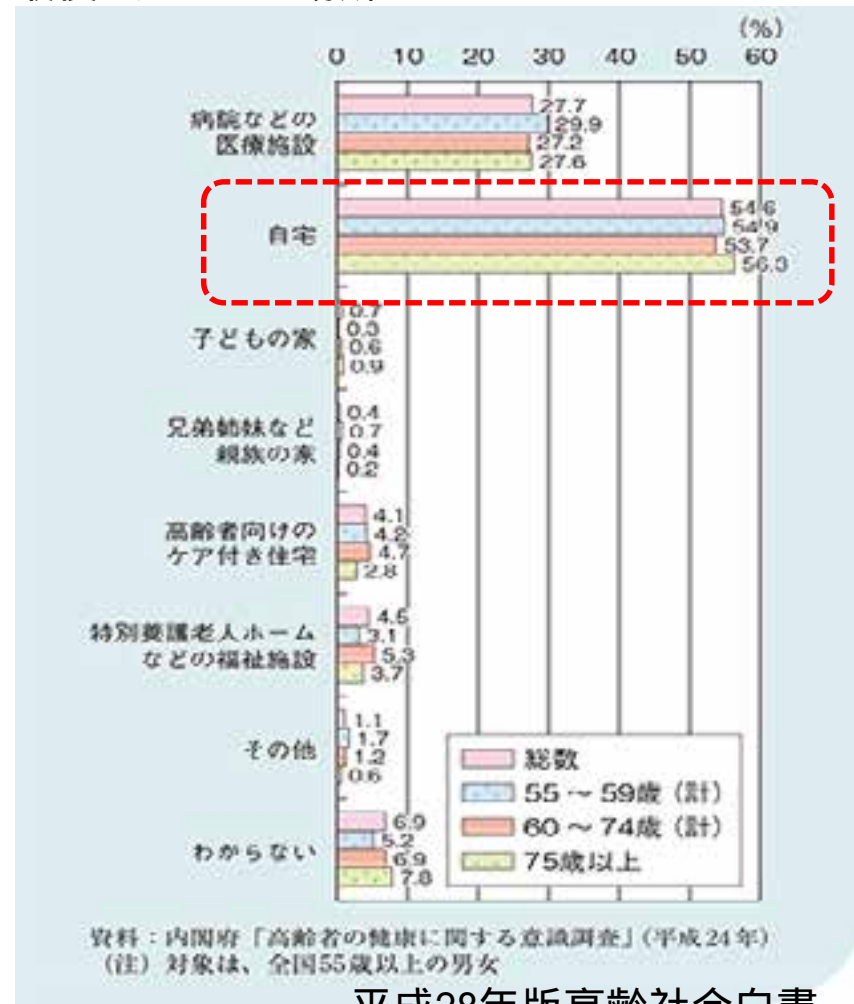
(注2) 東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

介護を受けたい場所は「自宅」が男性約4割、女性3割
 最後を迎えたい場所は「自宅」が半数を超える

介護を受けたい場所

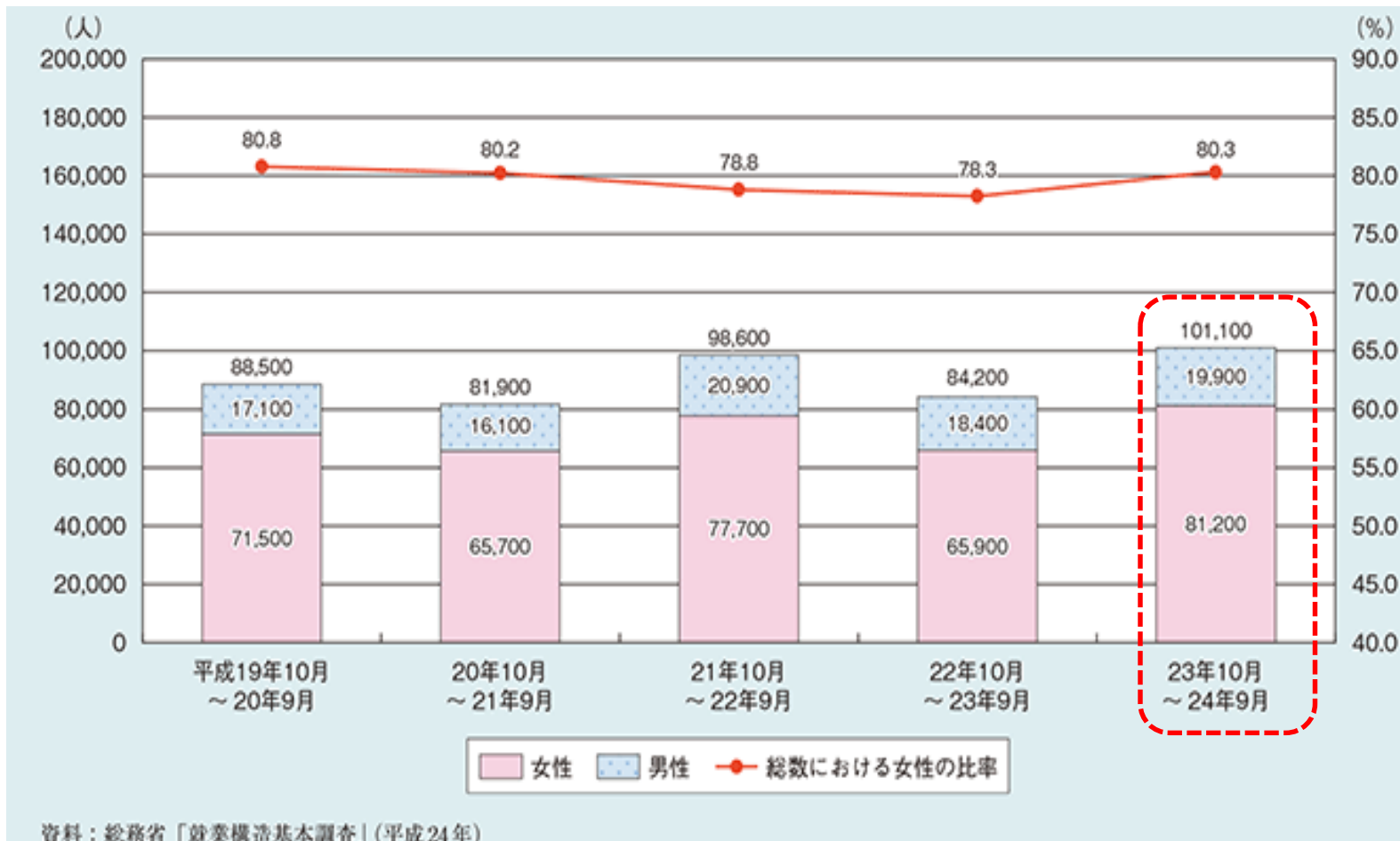


最後を迎えたい場所



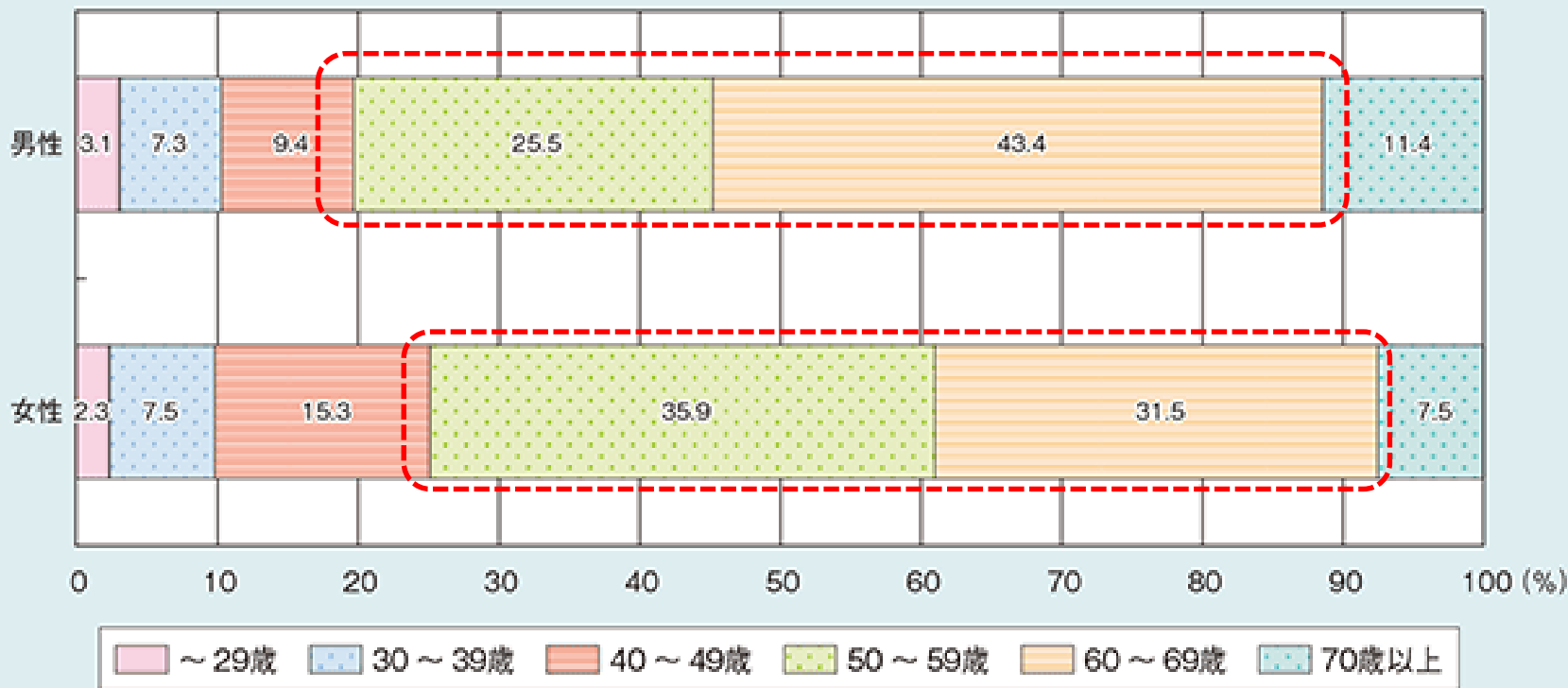
介護・看護を理由に離職・転職した人数は年10万人を超える

介護・看護を理由に離職・転職した人数



介護・看護を理由に離・転職した人は、男女ともに50代及び60代がそれぞれ約7割を占めている

介護・看護を理由に離職・転職した人の年齢構成割合(平成19年10月～24年9月)

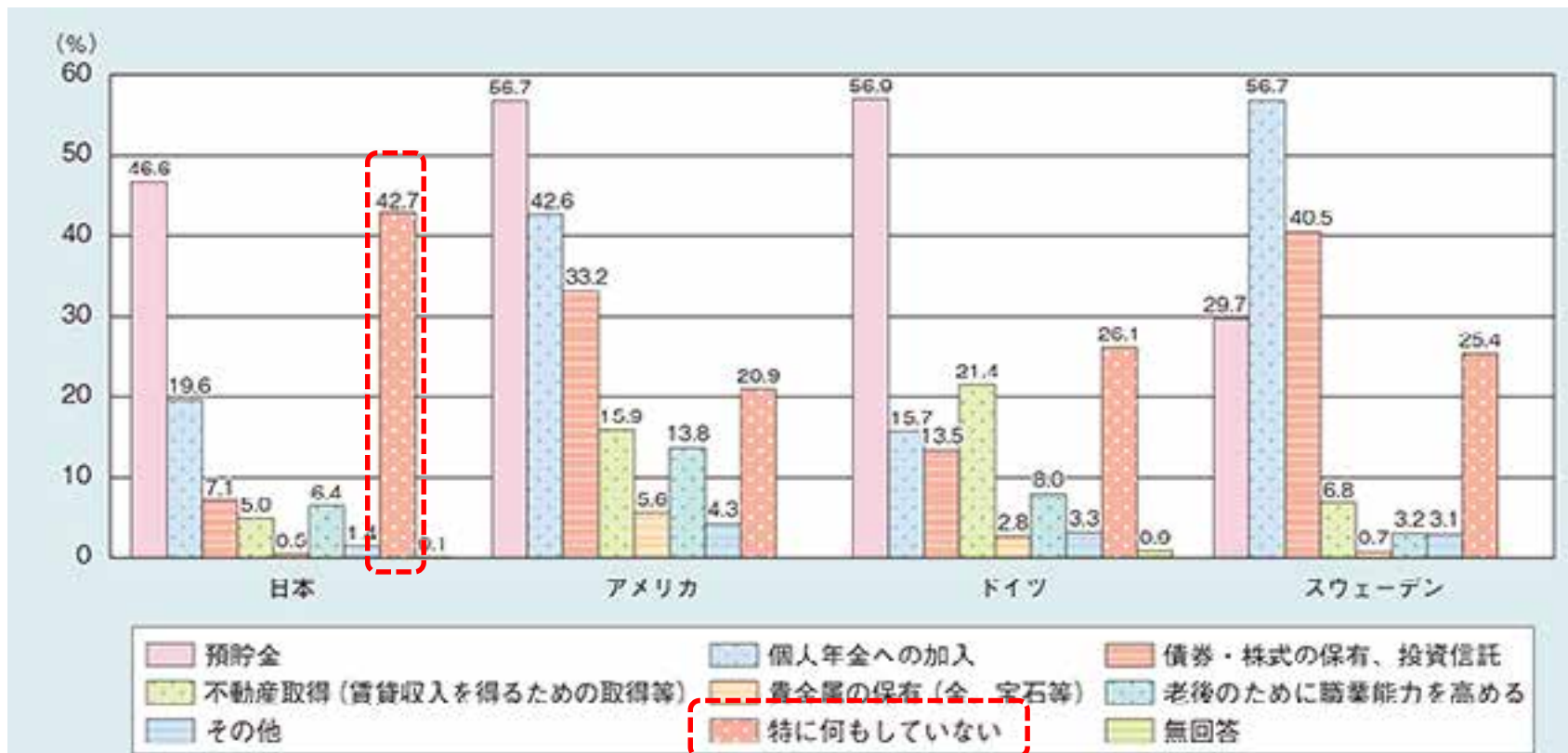


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

生活に関する意識

50代までに行った老後の経済生活の備えについて、「特に何もしていない」と回答する60歳以上の割合は日本が約4割

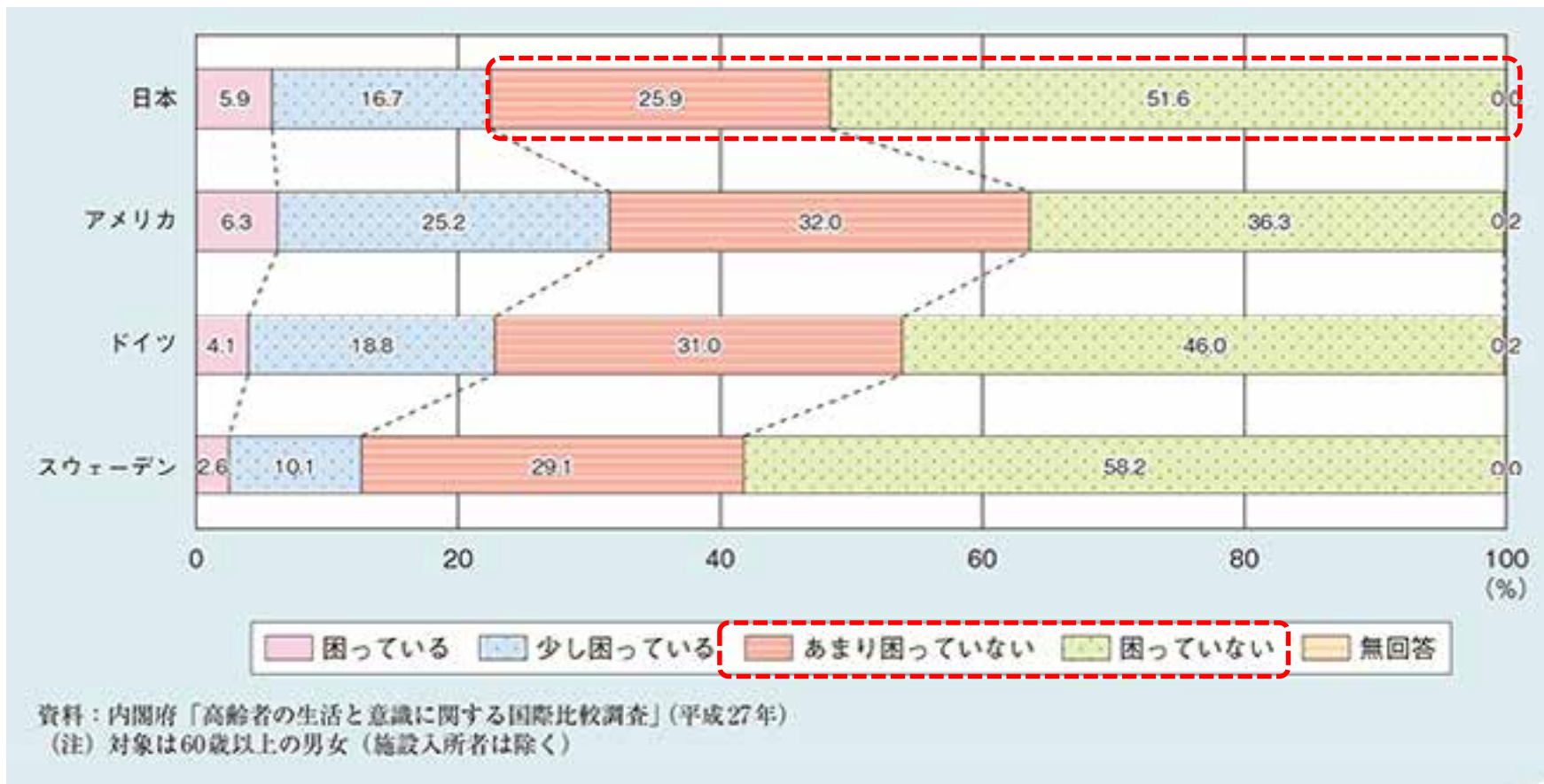
老後の生活費に対する備え



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成27年）
 （注）対象は60歳以上の男女（施設入所者は除く）

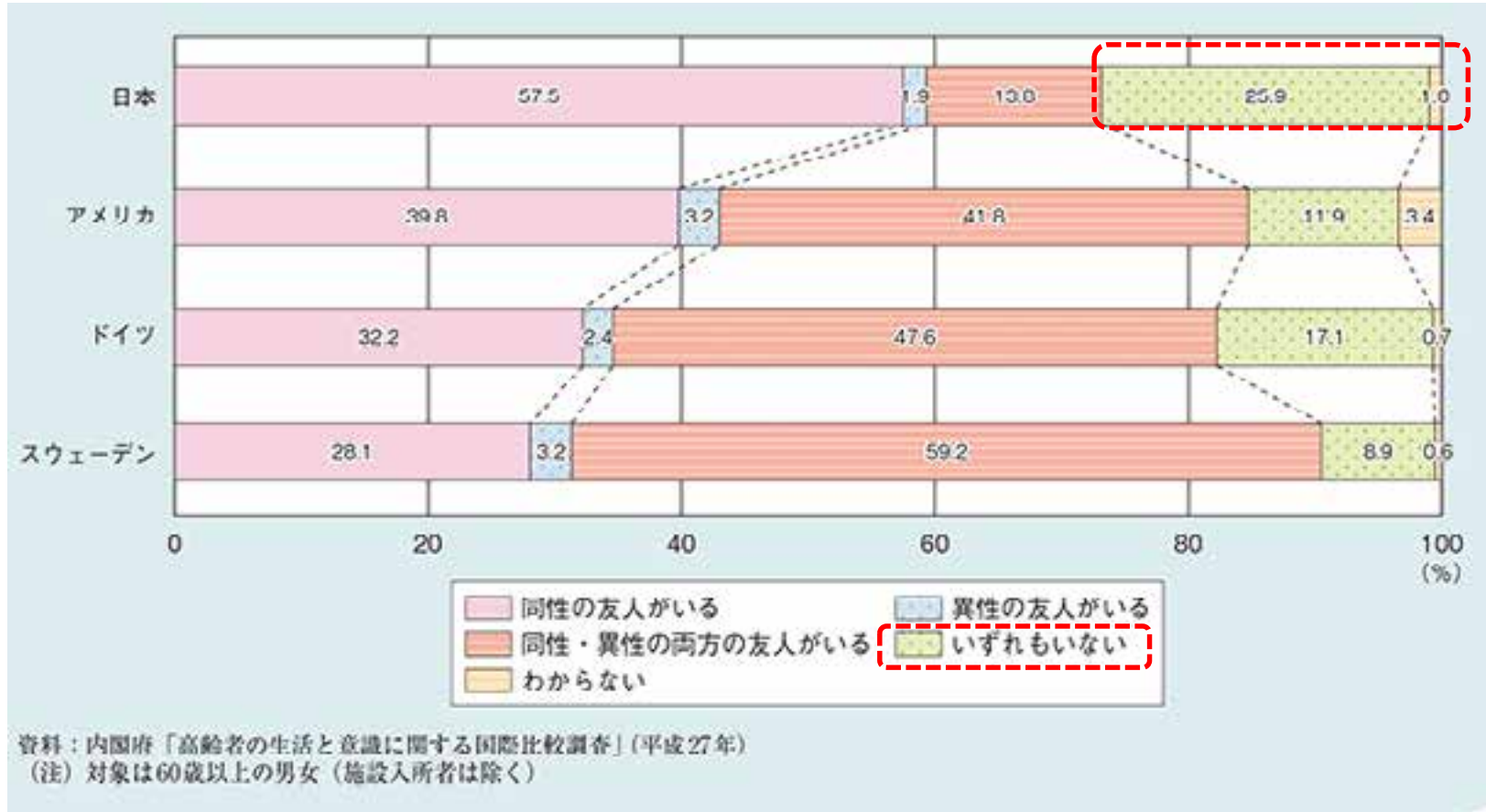
日本の高齢者の77.5%は経済的に困っていない

日々の暮らしで経済的に困ることの有無



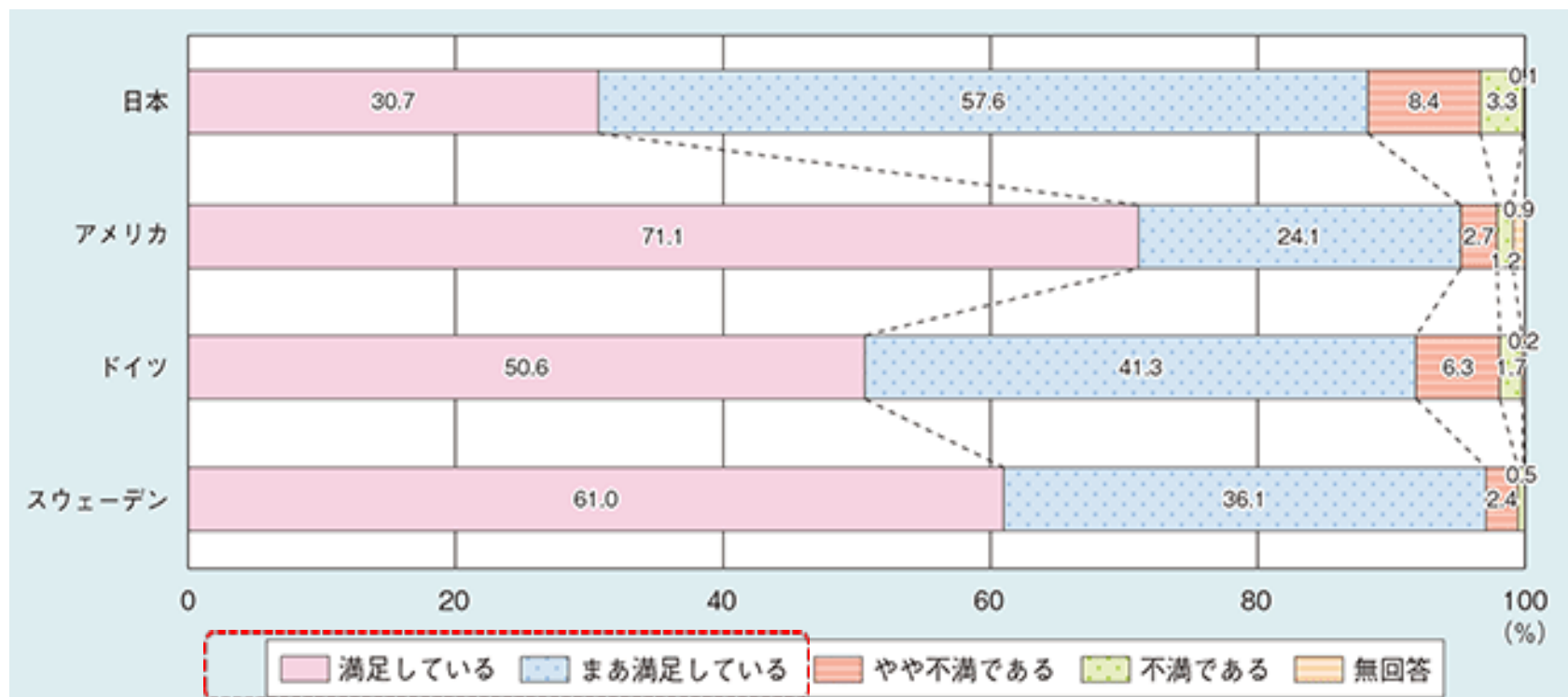
相談やお互いに世話をする友人がいないと回答する割合は、日本が最も多い

親しい友人の有無



意識調査対象国すべての高齢者の約9割が老後生活に満足している

現在の生活への満足度

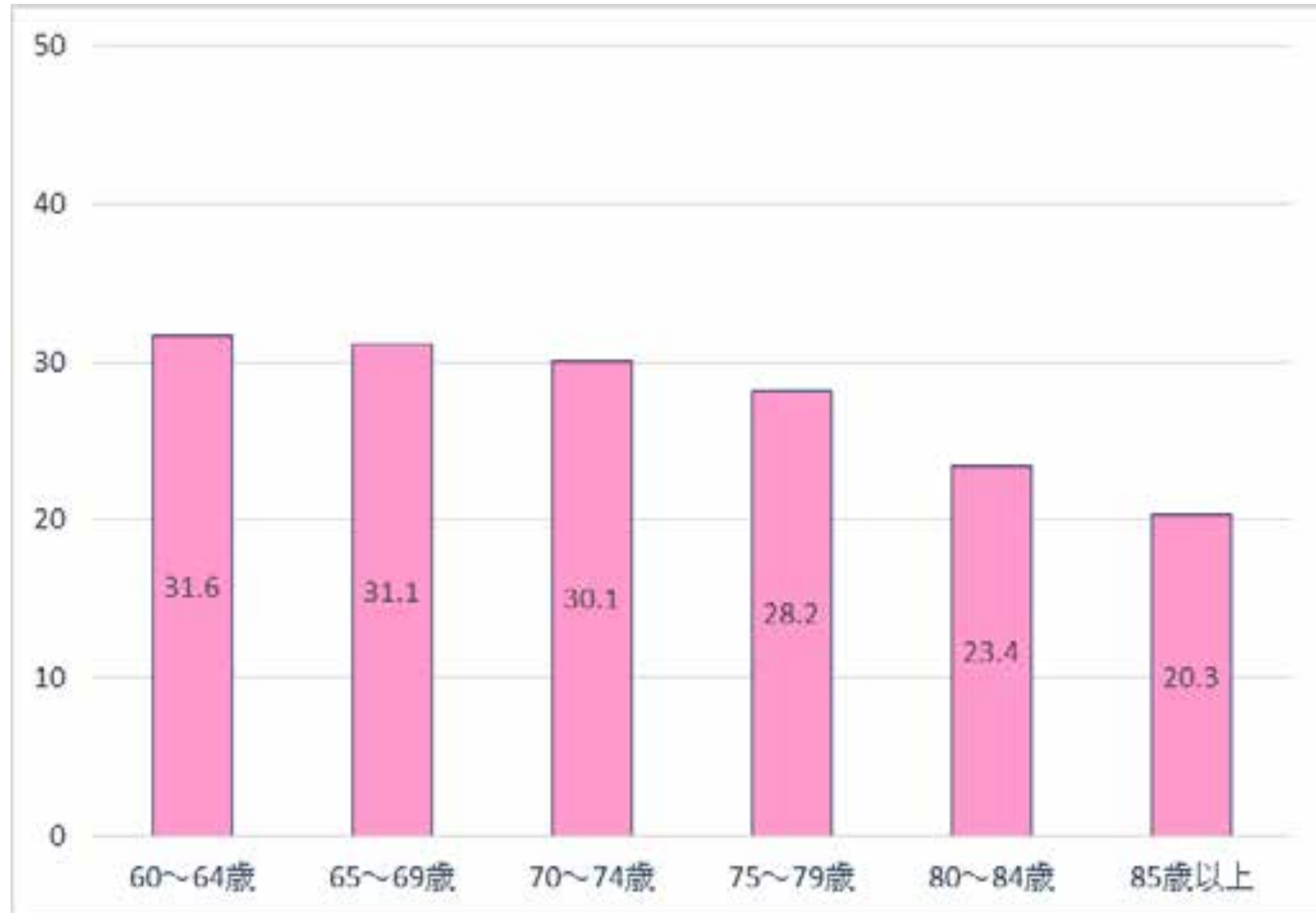


資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(平成27年)
(注) 対象は60歳以上の男女(施設入所者は除く)

雇用・就労の状況

60歳代で約3割、80歳以上で約2割の人が、「働けるうちはいつまでも」働きたいと考えている

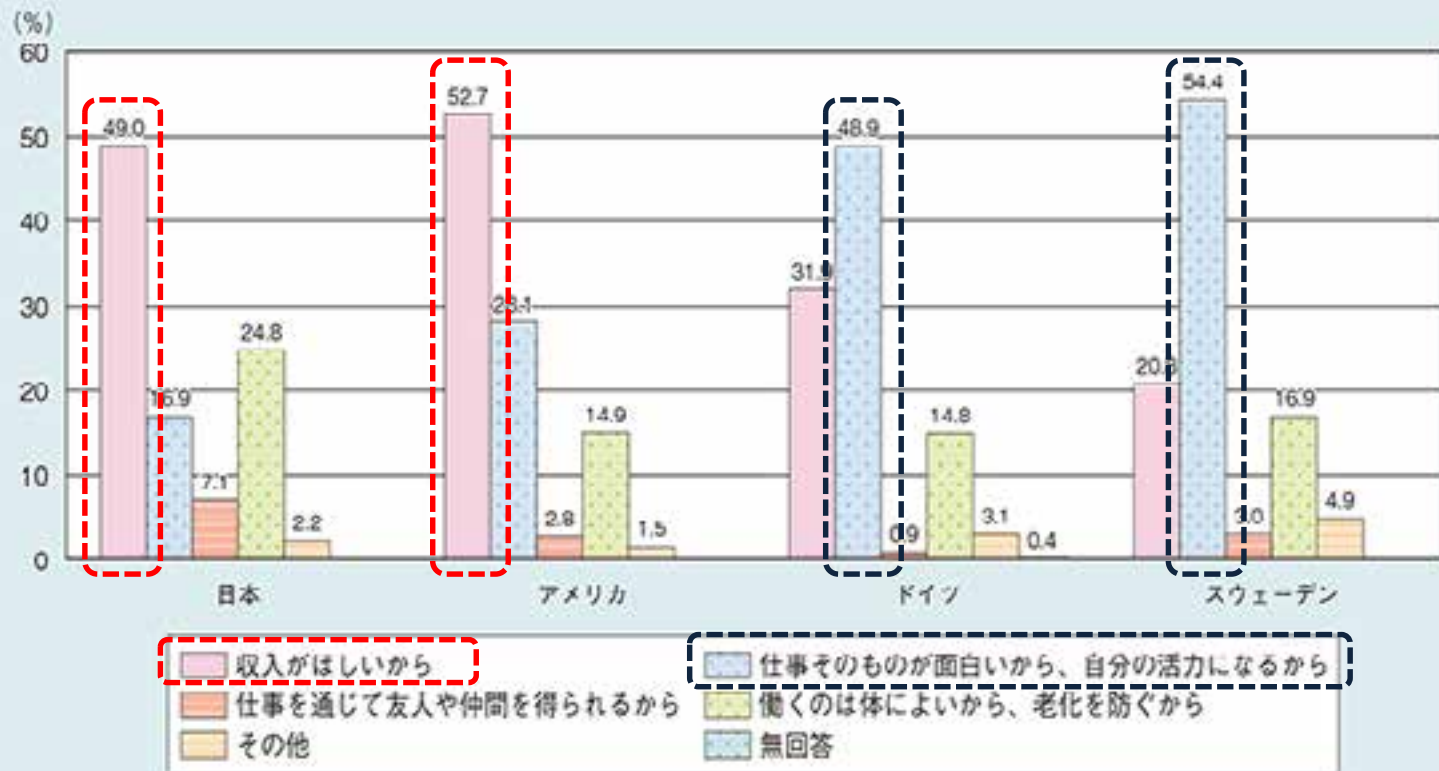
「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した人の内訳



内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成27年)

収入を伴う仕事をしたい主な理由は、日本とアメリカは「収入が欲しいから」、ドイツとスウェーデンは「仕事が面白いから、活力になるから」

就労の継続を希望する理由

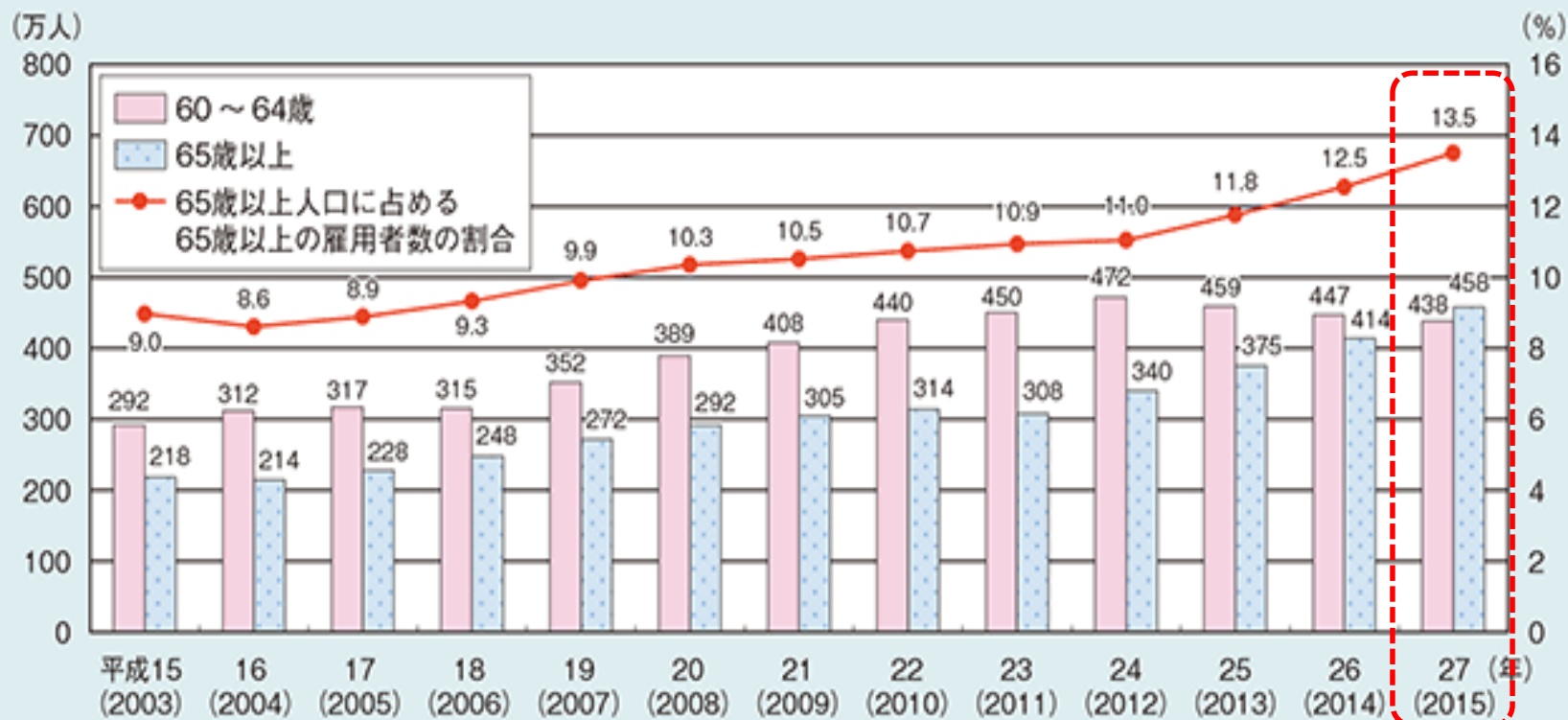


資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成27年）

（注）対象は60歳以上の男女（施設入所者は除く）

65歳以上の雇用者数は増加している

雇用者数の推移（全産業）



資料：総務省「労働力調査」、「国勢調査」「人口推計」（2015年は平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）

※平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県の集計結果

60歳を境に非正規雇用者率が上昇

高齢者の就業不就業状況



政府の取組

「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）の概要

1. 大綱策定の目的

平均寿命の延伸や、戦後生まれの人口規模の大きな世代が65歳となり始めたこと等により、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えていること等を踏まえ、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

2. 基本的考え方

「高齢者」の捉え方の意識改革
老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
高齢者の意欲と能力の活用
地域力の強化と安定的な地域社会の実現
安全・安心な生活環境の実現
若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

3. 分野別の基本的施策

上記の基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を定め、これに沿って施策の展開を図る。

就業・年金等分野：(1)全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進、(2)勤労者の生涯を通じた能力の発揮、(3)公的年金制度の安定的運営、(4)自助努力による高齢期の所得確保への支援

健康・介護・医療等分野：(1)健康づくりの総合的推進、(2)介護保険制度の着実な実施、(3)介護サービスの充実、(4)高齢者医療制度の改革、(5)住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

社会参加・学習等分野：(1)社会参加活動の促進、(2)学習活動の促進

生活環境等分野：(1)豊かで安定した住生活の確保、(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、(3)交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、(4)快適で活力に満ちた生活環境の形成

高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進：(1)高齢者向け市場の開拓と活性化、(2)超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築：(1)全員参加型社会の推進

4. 推進体制等

(数値目標の設定)

- 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」を設定し、施策の着実な推進を図る。
- 数値目標設定項目：

就業・年金等分野

60～64歳就業率、年次有給休暇取得率等

健康・介護・医療等分野

介護サービス利用者数、介護職員数等

社会参加・学習等分野

「新しい公共」への参加割合の拡大等

生活環境等分野

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合等

高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

健康関連サービス産業と雇用の創出

全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

25歳～44歳の女性就業率、若者フリーターの数等

(大綱の見直し)

- 経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行う。

「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)の実現に向けた主な取組

【現状】

サービス・人材

将来の需要増が見込まれる中、介護サービスが足りない

働き方

介護サービスを利用するにあたって、家族の柔軟な働き方のための支援が足りない

家族への相談・支援

サービスや制度に関する情報が足りない

【課題】

高齢者の増加に対応した、介護サービスの確保が必要

介護サービスを支える介護人材の確保が必要

介護休業・介護休暇が取得しやすい職場環境の整備が必要

働く家族が介護等に関する情報を得やすくするとともに、相談窓口の充実が必要

必要なサービスの確保

働く環境改善・家族支援

【対策の方向性】

在宅・施設サービスの整備の充実・加速化

都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化、規制緩和

- ・介護を理由とする離職者のうち、サービス不足によるやむを得ない離職ゼロを目指し、2020年代初頭までに現在見込んでいる増分に加え、**約6万人分の在宅・施設サービスを前倒し、上乘せ整備**

介護サービスを支える介護人材の確保

上記の整備前倒しに伴い、介護人材を追加確保

- ・再就職支援
- ・学生の増加，定着支援
- ・ハローワークにおけるマッチング機能の強化
- ・雇用管理改善

介護者の負担軽減に資する生産性向上

- ・介護ロボットの効果的な活用

介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保

介護休業制度の見直し、**給付率引き上げ**に向けた取組
両立支援モデルの普及

長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し等

家族への相談・支援

地域包括支援センターや労働局における情報提供・相談強化

平成28年度の高年齢者雇用就業対策の体系

高年齢者が年齢にかかわらず働くことができる企業の拡大

高年齢者雇用安定助成金
年齢にかかわらず働ける職場づくりのための事業主に対する相談、援助
(高年齢者雇用アドバイザー)

高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

シルバー人材センター事業の推進
地域の関係者による協議会の設置促進、地域の創意工夫を生かした就労促進

「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進
(65歳以降の就労機会の確保)

高年齢者の再就職支援の充実・強化

高年齢者の再就職支援の充実・強化

ハローワークの「生涯現役支援窓口」において65歳以上の再就職支援を重点的に実施
(公財)産業雇用安定センターの人材バンクに退職予定者のキャリア情報等を登録し、事業者に提供
特定求職者雇用開発助成金等、各種助成金
技能講習と就職支援の一体的実施

知識、経験を活用した企業・企業グループ内での65歳までの雇用の確保

高年齢者雇用確保措置の実施義務

ハローワーク等による高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する啓発指導等
年齢にかかわらず働ける職場づくりのための事業主に対する相談、援助
(高年齢者雇用アドバイザー)

今後の高年齢者雇用対策の充実

企業における雇用確保

企業における65歳までの雇用確保措置の徹底

高年齢者の働きやすい環境の整備を行う事業主に対する助成の拡充

65歳以上の高年齢者を雇い入れた場合の助成を拡充

中高年齢者の再就職支援

65歳以降に新たに雇用された者に対して雇用保険を適用

65歳以上の高年齢者に対する再就職支援を重点的に行う「生涯現役支援窓口」を主要ハローワークに設置

「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」を創設

65歳を超えて働ける企業への移籍や起業により中高年齢者の雇用機会を創出する場合の助成を創設

地域における多様な雇用就業機会の確保

地域において高年齢者の雇用就業機会の確保・提供を図るため、自治体と関係機関からなる協議会を設置するとともに、同協議会による高年齢者の就業機会の掘り起こし等の事業を実施

シルバー人材センターの就業時間の要件を緩和(週20時間 週40時間)できる仕組みを創設

先進的な取組事例